

兵庫県公報

平成30年 1月26日 金曜日 第 2971 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（生活支援課）	1
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更、廃止及び休止の届出（同）	3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施設機関の指定（同）	3
○ 保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	4
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	4
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	4
○ 道路の位置指定（建築指導課）	5
公 告	
○ 落札者等の公示（管財課）	5
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	5
○ 同 上（同）	6
労働委員会公告	
○ 審査の期間の目標及び審査の実施状況	6
教育委員会公告	
○ 入札公告（兵庫県立神戸商業高等学校）	7
公安委員会告示	
○ 警備員指導教育責任者講習の実施	10

告 示

兵庫県告示第65号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年 1月26日

兵庫県知事 井戸敏三

指定医療機関

名称	所在地	指定年月日
明石桜町柏木歯科医院	明石市桜町14-19 KUK Iビル3階	平成29年10月4日
太田ひふ科クリニック	伊丹市中央1-4-4 塩井ビル1階	同 年4月1日
北村内科クリニック	加古川市尾上町池田745-3	同 年12月1日

たつの市訪問看護ステーションれんげ	たつの市龍野町富永1005-1	同 年 5月 1日
やぶき内科クリニック	宝塚市口谷東 1-20-22	同 年12月 1日
すみれ薬局	同 市口谷東 1-20-23	同
ほとみ歯科	高砂市米田町米田933-19 1階	平成29年11月 1日
訪問看護ステーション笑楽三田	三田市南が丘 2-14-23	同 年12月 1日



兵庫県告示第66号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

平成30年 1月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	変更内容
井筒歯科クリニック	明石市大明石町 1-4-20 ピオレ明石南館 2階	住所表示
ココカラファイン薬局高砂荒井店	高砂市荒井町日之出町 4-10 青手木ビル101	医療機関名称
ヤマシン訪問看護ステーション兵庫	川西市久代 3-30-20 グレイス川西203	住所表示
すぎたファミリークリニック	三田市ゆりのき台 2-25-1	医療機関名称
すがはら歯科クリニック	赤穂郡上郡町山野里2927	住所表示

2 廃止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地
柏木歯科医院	明石市桜町14-19 KUK Iビル3階
有限会社まいはら薬局	川西市水明台 1-3-4
みやこ歯科	養父市八鹿町八鹿1632-1
駅前調剤薬局	朝来市和田山町東谷213-120
まつもとクリニック	加古郡播磨町北本荘 7-1-19
プリエ調剤薬局	同 郡同 町北本荘 7-1-15
いぶき薬局	同 郡稲美町六分一1362-83



兵庫県告示第67号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年 1月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地	指定年月日
あっとホームくにおみ	南あわじ市八木寺内 1123-1	医療法人社団うしお会	南あわじ市八木寺内 1147	平成29年11月1日



兵庫県告示第68号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更、廃止及び休止の届出があった。

平成30年 1月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地	変更内容
ココカラファイン薬局高砂荒井店	高砂市荒井町日之出町 4-10 青手木ビル101	株式会社ココカラファインヘルスケア	横浜市港北区新横浜3-17-6	事業所名称

2 廃止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地
アンポートケアプランセンター	宝塚市川面4-9-5 酒谷ハイツ2B	株式会社クオリティ	西宮市生瀬町1-18-31-103
クオリティヘルパーステーション	同 上	同 上	同 上
河上整形外科訪問看護ステーション	淡路市志筑新島6-27	医療法人社団河上整形外科	淡路市志筑新島6-27

3 休止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地
パナソニックエイジフリーケアセンター明石藤江・ケアマネジメント	明石市藤江1054-1	パナソニックエイジフリー株式会社	大阪府門真市大字門真1048



兵庫県告示第69号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年 1月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定施術機関

名 称	住 所	施術所	所在地	指定年月日

宮 川 永 治	芦屋市茶屋之町7-2-1 102	楓鍼灸院	芦屋市精道町2-4	平成29年11月14日
永 幡 誠	加古川市山手2-14-2- 203	訪問マッサージ KE i ROW加 古川ステーショ ン	加古川市野口町良野1524 ア ーク平野A-6	同 年10月10日
山 本 儀 雄	同 市尾上町池田436-8	同 上	同 上	同



兵庫県告示第70号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成30年 1月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊岡市但東町矢根字フチガ谷56、56の17、56の36、65の1
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第71号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年 1月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量（再設））
- 2 作業期間
平成30年 1月24日から同年 2月28日まで
- 3 作業地域
西宮市上鳴尾町168番3地先



兵庫県告示第72号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成30年 1月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 作業種類
公共測量（3級基準点測量）
- (2) 作業期間
平成29年10月30日から同年12月25日まで
- (3) 作業地域
尼崎市武庫の里二丁目、武庫之荘六丁目、武庫之荘八丁目及び武庫之荘九丁目地内
- 2 (1) 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- (2) 作業期間
平成29年11月27日から同年12月22日まで
- (3) 作業地域
尼崎市稲葉荘三丁目及び稲葉荘四丁目地内



兵庫県告示第73号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。
平成30年 1月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H29中播位置 0006号	29. 12. 25	たつの市龍野町中村字宮川266番3の一部	6.00	53.17

公 告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
平成30年 1月26日

契約担当者
兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
兵庫県本庁舎ほか2庁舎で使用する電気 予定数量7,881,390キロワット時/年
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県企画県民部管理局管財課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成29年12月12日
- 4 落札者の名称及び住所
関西電力株式会社 神戸市中央区加納町6丁目2番1号
- 5 落札金額（税抜）
77,178,663円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成29年10月20日



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年1月26日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加東市社字東条道106番1、107番1、117番1、117番3、178番10、179番1、179番2、179番4、180番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
神戸市西区学園東町七丁目49番地の2
小猿恒志
- 3 許可年月日及び許可番号
平成29年10月3日
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-15号（29加東）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年1月26日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
たつの市揖西町土師一丁目86番から88番まで、100番、101番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
たつの市龍野町富永708番地の4
龍野乳業有限会社 代表取締役 久保田 顕 三
- 3 許可年月日及び許可番号
平成29年9月8日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-17号（29たつの）

労働委員会公告

審査の期間の目標及び審査の実施状況

労働組合法（昭和24年法律第174号）第27条の18並びに審査の期間の目標及び審査の実施状況の公表に関する規則（平成17年兵庫県労働委員会規則第4号）第4条第1項及び第2項の規定により、平成30年における審査の期間の目標及び平成29年における審査の実施状況を次のとおり公表する。

平成30年1月26日

兵庫県労働委員会

会長 滝澤 功 治

- 1 平成30年における審査の期間の目標
当委員会は、平成30年における不当労働行為事件の審査の期間の目標を次のとおり定める。
 - (1) 単純な団体交渉拒否事件 6月
 - (2) 標準的な事件 1年
 - (3) 特に複雑な事件 事件ごとに作成する審査計画に定める期間
 （注）単純な団体交渉拒否事件とは、団体交渉拒否のみが争点となっているものをいい、特に複雑な事件とは、主張の内容等が複雑なものをいう。
- 2 平成29年における審査の実施状況
 - (1) 取扱事件数

区 分	取扱件数	終結事件	翌年への繰越し
単純な団体交渉拒否事件	0件	0件	0件
標準的な事件	16件	8件	8件
特に複雑な事件	0件	0件	0件

計	16件	8件	8件
---	-----	----	----

(2) 個別事件の審査の実施状況（平成29年中に終了した事件）

事件番号	終結区分	係属 日数	調査 回数	審問 回数	和解 回数	尋 問 証人数	区 分
平成27年 (不) 第3号事件	命令（全部救済）	617日	6回	2回	0回	2人 (4人)	標 準
平成28年 (不) 第1号事件	取下げ（無関与和解）	296日	5回	0回	0回	0人 (0人)	標 準
平成28年 (不) 第3号事件	命令（全部救済）	182日	1回	1回	0回	0人 (0人)	標 準
平成28年 (不) 第5号事件	取下げ	220日	4回	0回	0回	0人 (0人)	標 準
平成28年 (不) 第6号事件	取下げ（関与和解）	198日	4回	0回	0回	0人 (0人)	標 準
平成29年 (不) 第1号事件	取下げ（無関与和解）	252日	5回	0回	0回	0人 (0人)	標 準
平成29年 (不) 第2号事件	取下げ（無関与和解）	328日	5回	0回	0回	0人 (0人)	標 準
平成29年 (不) 第4号事件	取下げ（関与和解）	120日	3回	0回	0回	0人 (0人)	標 準

(注1) 「尋問証人数」欄の（ ）内は、延べ人数

(注2) 「区分」欄の「標準」とは、「標準的な事件」

教 育 委 員 会 公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成30年 1月26日

契約担当者

兵庫県立神戸商業高等学校長 坂 東 英 敏

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

県立神戸商業高等学校特色学科教育用コンピュータレンタル一式

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 契約期間

賃貸借期間 平成30年 3月31日（土）から平成35年 3月30日（金）まで

(4) 設置場所

県立神戸商業高等学校

神戸市垂水区星陵台4丁目3番1号

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

入札書に記載する金額については、調達案件の設置に係る詳細設計、搬入設置調整に要する費用及び機器設定に要する費用と(3)の期間における賃借料の合計金額を(3)の期間（60箇月）で月割りした1月当た

りの単価（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 当該物品を第三者をして貸し付けようとする者は、当該物品を自ら貸し付ける能力を有するとともに、第三者をして貸付できる能力を有することを証明したものであること。
- (6) 兵庫県内に事業所を有する者であること。県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。
- (7) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 入札手続等

手続等	期間・期日（注1）	場所・方法
入札公告の閲覧	平成30年1月26日（金）から 同年3月6日（火）まで	神戸市垂水区星陵台4丁目3番1号 県立神戸商業高等学校 事務室又はホームページに掲載（注3）
仕様書の閲覧	平成30年1月26日（金）から 同年3月6日（火）まで	神戸市垂水区星陵台4丁目3番1号 県立神戸商業高等学校 事務室又はホームページに掲載（注3）
入札説明書、 提出書類の様式等の交付	平成30年1月26日（金）から 同年2月13日（火）まで	神戸市垂水区星陵台4丁目3番1号 県立神戸商業高等学校 事務室又はホームページに掲載（注3）
入札参加申込	平成30年1月29日（月）から 同年2月13日（火）まで（注2）	神戸市垂水区星陵台4丁目3番1号 県立神戸商業高等学校 事務室へ持参又は送付（注4）
入札参加資格の確認	参加申込後2日以内に発送	申込者へ文書で通知
質問書（様式任意）の受付	平成30年1月29日（月）から 同年2月26日（月）午後4時まで	県立神戸商業高等学校へFAXで送付 FAX 078-707-6466

回答書の閲覧	平成30年3月2日（金）午後1時	入札参加者にFAXで回答
機器内訳書及びカタログ等の提出	平成30年2月14日（水）から 同年3月2日（金）午後4時まで （注2）	神戸市垂水区星陵台4丁目3番1号 県立神戸商業高等学校 事務室へ 持参又は送付（注4）
入札及び開札	平成30年3月7日（水）午前9時	神戸市垂水区星陵台4丁目3番1号 県立神戸商業高等学校 会議室 直接入札書を提出すること。

（注1）上記の期間は、土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。

（注2）持参の場合は、毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

（注3）アドレスは（<http://www.kobechs.ed.jp/body/tokusyoku-bid.htm>）

（注4）入札参加申込並びに機器内訳書及びカタログ等の提出を郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者もしくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による場合は、書類を封筒に入れて密封の上、その封皮に「入札参加申込」又は「機器内訳書及びカタログ等の提出」と表記のうえ、宛名及び入札件名等を記入し、上記期間に必着のこと。

4 入札の方法

本件入札は、県立神戸商業高等学校が電子入札システム未導入のため、従来の入札者立会による入札書の提出方式により行う。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた額）の100分の5以上の額の入札保証金の納入を求める場合がある。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出するときは、契約保証金の納付が免除される。

(4) 入札に関する条件

ア 入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。

イ 入札は、所定の日時及び場所において、入札執行職員の指示に従い入札書を直接入札箱に投入する方法により行うこと。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

キ 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、入札内容が分明であること。なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。特に、この入札書については、「この入札書に記載する申込内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。」旨が付記されていること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、イからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、イ、エ又はオに違

反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Hidetoshi Bando, Principal of Hyogo Prefectural Kobe Commercial High School

(2) Nature of the services to be required:

Hyogo Prefectural Kobe Commercial High School 1 set of Educational Computer for Intelligence Course

(3) Fulfilment period:

From March 31, 2018 to March 30, 2023

(4) Delivery location:

4-3-1, Seiryodai, Tarumi-ku, Kobe-shi, Hyogo 655-0038

(5) Deadline for the submission of tender application form:

16:00 February 13, 2018 by direct delivery

(6) Deadline for tender:

9:00 March 7, 2018 by direct delivery

(7) Person to contact concerning the notice:

Mrs. Sakurai, School Office, Hyogo Prefectural Kobe Commercial High School

4-3-1 Seiryodai, Tarumi-ku, Kobe-shi, Hyogo 655-0038

TEL (078)707-6464

公安委員会公告

兵庫県公安委員会告示第27号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）の実施について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成30年1月26日

兵庫県公安委員会

委員長 三宅知行

1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「雑踏・交通誘導警備業務」という。）

(2) 実施期日

ア 新規取得講習

平成30年3月5日（月）から同月12日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の6日間

イ 追加取得講習

平成30年3月8日（木）から同月12日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の3日間

(3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター

(4) 修了考査の実施

新規取得講習及び追加取得講習ともに、平成30年3月12日(月)に修了考査(新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分)を実施する。

2 受講定員

新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で60人とする。

3 受講対象者

受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。

(1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に雑踏・交通誘導警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者

イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)の合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)の合格証の交付を受けている者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(雑踏・交通誘導警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。)の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に雑踏・交通誘導警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者

イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

エ 旧1級検定に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧2級検定に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

4 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに平成30年2月8日(木)から同月19日(月)までの間(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時まで)

5 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課(生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。)の警備業担当係とする。

6 申込時の提出書類

(1) 新規取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書(以下「申込書」という。)1通

イ 次に掲げるいずれかの書面

(7) 前記3の(1)のアに該当する者については、雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(4) 前記3の(1)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

(9) 前記3の(1)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(2) 前記3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

- (f) 前記3の(1)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
- (2) 追加取得講習を受講しようとする者
- ア 申込書1通
- イ 指導教育責任者資格者証等の写し
- ウ 次に掲げるいずれかの書面
- (f) 前記3の(2)のアに該当する者については、雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書
- (f) 前記3の(2)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し
- (g) 前記3の(2)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
- (c) 前記3の(2)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し
- (f) 前記3の(2)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
- 7 申込書の配布
申込書は、兵庫県警察ホームページからダウンロードできるほか、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び一般社団法人兵庫県警備業協会においても配布している。
- 8 受講手数料
新規取得講習は38,000円、追加取得講習は14,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。
- 9 受講日の携行品
筆記用具、印鑑及び参考書（警備業法令集等）
- 10 その他
- (1) 受講者の確定は先着順とし、受講定員に達した時点で申込みを締め切る。
- (2) 申込みは、原則として、受講者本人が行うものとする。
- (3) 郵送による申込みは、受け付けない。
- (4) 受講者は、自己の本籍及び氏名は住民票等により確認し、受講申込書の記載に誤りがないようにすること。
- (5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。
- 11 講習委託先
神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階
一般社団法人兵庫県警備業協会
- 12 問合せ先
- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話 (078) 341-7441 内線3046
- (3) 一般社団法人兵庫県警備業協会
電話 (078) 252-0166